

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行法施行規則別紙様式第5号ほか	会計基準の文言がそうになっているからだと思いますが、銀行法施行規則別紙様式第5号改正案第2(2)(記載上の注意)4等の「控除」は、「加減」とするべきだと思います。	御指摘の箇所は、銀行法施行規則別紙様式第5号改正案第2の3(2)中間連結包括利益計算書の(記載上の注意)4等と思われませんが、御意見の冒頭に記載していただいているとおり、「包括利益の表示に関する会計基準」の文言と合わせておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
2	農林中央金庫法施行規則別紙様式第3号及び第7号	農林中央金庫法施行規則別紙様式第3号及び第7号の損益計算書の特別利益において、「負ののれん発生益」にかかる科目が新設されておりますが、これら様式と一体をなす貸借対照表等の財務諸表において、「のれん」にかかる科目が設けられていないこととの平仄を踏まえ、本科目は削除すべきと考えます。	御指摘を踏まえ、原案を修正し、「負ののれん発生益」という科目の新設は行わないこととしました。
3	保険業法施行規則第59条の3第1項第3号イほか	保険業法施行規則第59条の3第1項第3号イ(公衆縦覧)における「連結損益計算書」について、連結包括利益計算書を含むのか、保険業法施行規則第58条(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)第1項第3号イに規定される「連結して記載した最終の損益計算書」について、連結包括利益計算書を含むのか確認させていただきたい。 また、保険業法施行規則のその他の各条文中における「連結損益計算書」についても、連結包括利益計算書を含むのか、確認させていただきたい。	保険業法施行規則の各条文中の「連結損益計算書」には、保険業法施行規則別紙様式中に定めているように包括利益計算書を含みます。第59条の3第1項第3号イも同様です。 また、規則第58条第1項第3号イの「当該保険会社等及びその子会社等につき連結して記載した最終の損益計算書」は、子会社等を連結の範囲に含めて記載するものであり、子会社をその連結の範囲とする「損益計算書」とは異なりますので、包括利益計算書を含みません。

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4	保険業法施行規則第59条の3第1項第2号口及び第3号イ	直近5連結会計年度の包括利益(保険業法施行規則第59条の3第1項第2号口)、直近2連結会計年度における連結包括利益計算書(保険業法施行規則第59条の3第1項第3号イ)を説明書類に記載する必要があるが、記載が必要なのは、施行日が含まれる事業年度以降の分という理解で良いか、確認させていただきたい。	御意見のとおり、記載を要するのは施行日を含む事業年度以降の分となります。 本日、官報に掲載した「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の附則において、以下のとおり経過措置を規定しております。 「改正後の保険業法施行規則第五十九条の三、第二百十条の十の二、第二百十一条の三十八及び第二百十一条の八十二に規定する説明書類の記載事項は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。」
5	保険業法施行規則第25条の3	相互会社が作成することができる連結計算書類のうち、保険業法施行規則第25条の3に規定されている、取締役が社員総会等に提出又は提供する「連結損益計算書」については、包括利益計算書を含まないとの理解で良いか、確認させていただきたい。 会社法に規定されている株式会社の取締役が株主総会に提出又は提供する連結計算書類においては、包括利益計算書の作成は義務付けられてはならず、会社の任意とされています。これを踏まえれば、連結キャッシュ・フロー計算書同様、相互会社における連結計算書類についても包括利益計算書を含まないものと考えています。	保険業法施行規則の各条文中の「連結損益計算書」には包括利益計算書が含まれますが、保険業法施行規則第25条の3第1項第2号の連結損益計算書は、同条第2項の規定により、「別紙様式第7号の3に準じて作成」することとなっておりますので、包括利益計算書の表示を省略することも可能と考えます。